

うなぎ稚魚漁業の許可の基準（案） 新旧対照表

新（改正案）	旧（改正前）
<p>(略)</p> <p>(1) <u>前回許可の有効期間の満了日に許可を有していた者</u>（以下「実績者」という。）が、当該漁業の許可の申請をした場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) <u>千葉県漁業調整規則第48条第1項の規定により、養殖用の種苗の供給のためのうなぎの採捕について、許可の有効期間を令和4年12月1日から令和5年4月15日までとする試験研究等の適用除外の許可を受けた者</u>（以下「実績者」という。）が、当該漁業の許可の申請をした場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>